**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県姫路市御立中七丁目八番、最後の住所兵庫県姫路市御立中七丁目八番七号
被相続人　亡　小椋　康資

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十三日
兵庫県姫路市船橋町三丁目一七三番地一〇
相続財産管理人　司法書士　熊橋　好規

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県明石市大久保町大窪二一七三番地、最後の住所兵庫県明石市大久保町谷八木五三八番地グランプレステージ西明石二二〇号
被相続人　亡　生田　宏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十三日
兵庫県明石市大明石町一丁目一三番七号あうる司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　穴田　智久

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県福山市津之郷町大字津之郷二二六三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　河村　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十三日
広島県福山市若松町七番一〇号
相続財産管理人　桑田　昌治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県広島市東区山根町一〇九八番地の六、最後の住所神奈川県横浜市中区三吉町一番地六
被相続人　亡　中村　良之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十三日
高松市丸の内七番二〇号　丸の内ファイブビル五階　相続財産管理人　岡　義博

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本市出水七丁目一一七番地、最後の住所熊本市出水七丁目八番一九号
被相続人　亡　浦本フサヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十三日
事務所熊本市水前寺一丁目一三番二号
相続財産管理人　司法書士　藤山　直秀

**無縁墳墓等改葬公告**

御廟塔解体に伴い、遺骨を仮納骨堂に一時安置するために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨壇使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬（合葬）することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年三月二十三日
一、墳墓等所在地　札幌市中央区伏見五丁目二番四四号
一、墳墓等の名称　東本願寺北海御廟
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　①新谷藤太郎　②新谷川よ　③井田謙太郎　④井田シゲ　⑤井田照男　⑥大倉若五郎　⑦菅原與七　⑧菅原日出子　⑨小澤龍史　⑩小澤鍋太郎　⑪金川真一　⑫金川キヨ　⑬木村正男　⑭佐藤忠一郎　⑮北山ミツヲ　⑯高田トワ　⑰高橋與七　⑱高橋惣吉　⑲高橋與三郎　⑳高橋勇　㉑高橋ハル　㉒高橋留治　㉓野原信一　㉔秦外吉　㉕秦トク　㉖秦良吉　㉗前岡カツ　㉘前岡一二三　㉙澤ふく　㉚松本さつ　㉛松本勇次郎　㉜松本助三　㉝高木忠利　㉞松本つゆ　㉟澤助次　㊱前田昶　㊲山下修二　㊳山下太郎　㊴山下きん　㊵山本孝良　残り二十五遺骨は氏名不詳
一、改葬を行おうとする者　札幌市中央区南七条西七丁目二九〇番地　北海道東本願寺会館特命教会主管者　藤岡　巧

**大阪市公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称
大阪市住宅供給公社

二　前項の者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
大阪市営住宅条例施行規則（平成九年大阪市規則第六十一号）別表第一に掲げる公営住宅及びその共同施設並びに別表第二に掲げる駐車場

三　第一項の者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて公営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
ただし、次に掲げるものを除くものとする。
（一）法第二十二条の規定による入居者の公募及び特定入居に関すること
（二）法第二十三条及び第二十四条の規定による入居者資格に関すること
（三）法第二十五条第一項の規定による入居者の決定に関すること
（四）法第二十九条第一項及び第七項の規定による高額所得者に対する明渡請求に関すること
（五）法第三十二条第一項第一号から第五号までの規定による不正入居、家賃滞納等の入居者に対する明渡請求に関すること
（六）法第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること
（七）法第三十四条の規定により法第二十九条第一項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求又は法第三十条第一項の規定による収入超過者に対するあっせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること

四　第一項の者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
平成二十四年四月一日から
平成二十四年七月三十一日まで
平成二十四年三月二十三日
大阪市北区天神橋六丁目四番二〇号住まい情報センター内　大阪市住宅供給公社
理事長　岩城　良夫

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 24 年 3 月 23 日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東芝住宅ローンサービス株式会社　②東京都知事(7)45239　③代表取締役　福田正芳　④東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　東芝住宅ローンサービス株式会社　代表取締役　福田正芳

①株式会社マイランド関東　②国土交通大臣(1)7984　③代表取締役　島田和仁　④東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー29階　廃止した従たる事務所　新潟県新潟市中央区出来島１－３－９　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー29階　株式会社マイランド関東　代表取締役　島田和仁